

大地震に備えて —木造住宅の耐震化—



平成28年5月下旬号別冊



知っていましたか？

阪神淡路大震災での死者の8割以上が住宅の**倒壊**によるもので、倒壊した住宅の大半は**昭和56年以前**に建てられた木造住宅です。

南海トラフ巨大地震が今後30年以内で発生する確率は70%と予測されています。

また、『建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律』が平成25年11月25日に施行され、旧耐震基準のすべての建築物が耐震診断・改修の『努力義務』の対象となりました。

◆住宅の耐震性を知るために、まずは耐震診断をしましょう!!

木造住宅の耐震化の流れ

耐震診断(無料)



補強計画(有料)



補強工事(有料)

無料耐震診断

市内に所在する住宅で、①～③に該当すれば無料耐震診断の対象となりますので、裏面の「木造住宅住まいの無料耐震診断申込書」に必要事項を記入の上、建築指導課までお申し込みください。

- ①昭和56年5月31日以前に建てた(工事着手した)3階以下の木造住宅
- ②店舗などとの併用住宅の場合は、延べ床面積の半分以上が住宅用であること
- ③在来軸組構法、伝統的構法、桝組壁工法のもので、丸太組工法でないもの

補強計画費補助

補強計画(設計)のための費用を、16万円を上限に3分の2までを補助しています。

※一定の条件がありますので、建築指導課までお問い合わせください

補強工事費補助

補強工事や除却工事のための費用を、条件によって補助しています。

※補助には一定の条件があり、補助金額なども条件によって異なりますので、詳しくは建築指導課までお問い合わせください
※除却工事を行った後、更地のままにした場合、土地の固定資産税が最大4.2倍に上がることがあります

◎予算には限りがありますのでご了承ください。予算終了の場合は受け付けを終了させていただきますので、今後の予定についてはお問い合わせください。

◆耐震改修促進計画を改定しました!!

住宅・建築物の耐震化の目標を明らかにするとともに、目標を達成するための具体的な施策を定め、それに取り組むことにより、市内における地震による住宅・建築物の被害を軽減し、市民のみなさんの生命や財産を守るために策定しています。

- ①計画期間は、平成28年4月から平成33年3月までの5年間
- ②対象建築物は、すべての住宅・建築物を対象

耐震診断義務化沿道建築物耐震診断補助

耐震診断が義務化された第1次緊急輸送道路沿いにある一定高さを超える建築物(旧耐震基準)の所有者に対して、耐震診断の実施に要する費用を負担します。(上限あり)

問い合わせ先

〒510-8601
諏訪町1番5号
建築指導課
(市役所4階)

☎354-8207
FAX354-8404

木造住宅耐震診断を、四日市市木造住宅耐震診断事業実施要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。なお、申し込みにあたり、四日市市木造住宅耐震診断事業要綱に定める対象建築物であることを確認するために四日市市が課税台帳などについて照合を行うことに同意します。

木造住宅 住まいの無料耐震診断申込書

申込者 (所有者)	ふりがな			
	名 前			
	申込者の住所	〒	-	※ [申込者の住所 (住居表示) をご記入ください]
	電話番号	()	-	
住宅の概要	住宅の所在地番	〒	-	※ (住宅の所在地番をご記入ください)
	住宅の建築年	明・大・昭 年 月		
	昭和56年6月1日以降の増築	有 ・ 無		
	利用形態	専用住宅 ・ 併用住宅 ・ 長屋 ・ 共同住宅		持ち家 ・ 貸家
	住宅の規模	平家建て ・ 2階建て ・ 3階建て		
(併用住宅のとき)	延べ面積	坪・㎡		
	住宅以外の面積	坪・㎡		
<p>※賃貸住宅・共同住宅・長屋住宅の場合は、所有者しか申し込みできません。 その場合には入居者全員の同意が必要です。別に同意書(様式は任意)を添付してください</p>				
診断者へのメモ (連絡方法・時間帯など)				

★耐震診断の流れ

申し込み ⇒ 対象の確認 ⇒ 通知文書送付 ⇒ 診断者から電話連絡(現地調査日時の打ち合わせ) ⇒ 現地調査(住宅の間取りや、床下・天井裏から建物の状態を調査) ⇒ 構造計算 ⇒ 診断者以外の複数の専門家による判定(現地調査日から1~2カ月) ⇒ 診断者から電話連絡 ⇒ 診断結果とその説明。簡単な耐震対策のアドバイス

※申し込みから、診断結果まで、3カ月程度かかります

※申込書はお近くの地区市民センター(中部を除く)または建築指導課へ提出してください